

市第3号議案

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市
消防団員等公務災害等補償条例の一部改正

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員
等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月18日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市
消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例
（横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年8
月横浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

（横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正）

第2条 横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜
市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い、退職年金等を受ける権利を担保に供することができる特例を廃止するため、横浜市退職年金及び退職一時金に関する条

例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（譲渡、担保差押の禁止）

第7条 退職年金及び退職一時金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び市長が定める金融機関に担保に供するのはこの限りでない。

（第2項省略）

横浜市消防団員等公務災害等補償条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（公務災害補償を受ける権利の保護）

第3条 公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。